

令和4年度誘致対象企業開拓業務委託仕様書

1 業務の目的

民間企業が有する情報、ネットワーク、ノウハウなどを活用した企業情報の収集により、立地可能性のある企業を掘り起こし、企業訪問（WEB 会議を含む。）を実施するほか、本県への視察を実施することで、本県への立地に向けたきめ細かな企業誘致活動を展開する。

2 業務の名称

誘致対象企業開拓業務

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月15日（水）まで

4 委託料額の上限

3,905,000円（消費税及び地方消費税額10%を含む。）

金額には、委託業務の履行に要する全ての経費を含む。

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

5 業務の概要

(1) 対象とする企業

下記①及び②に該当する企業を原則とする。

① 当該企業又はその企業の親会社の3期分の収支決算書を有するもの

② 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる次のア又はイの業務を行うために本県に事業所を設置する可能性があるもの

ア 「大分類G－情報通信業」のうち「中分類－39 情報サービス業」及び「中分類40－インターネット付随サービス業」に分類される業務

イ 「大分類E－製造業」に分類される業務

(2) 内容

下記の①から④の業務を実施する。業務の実施方法や企画内容については、新型コロナウイルスの影響による働き方や意識の変化を踏まえた企業誘致活動を提案すること。なお、事業の実施に当たっては、(1)に掲げる企業において地方進出に係る権限を持つ者との接触を原則とする。

① 本県への立地可能性のある企業の掘り起こし（通年実施）

(1)に掲げる企業等への訪問等により、地方拠点設置等に関する情報収集を行い、本県への立地可能性のある企業を掘り起こし、企業立地課や宮崎県東京事務所などの関係機関等とともに企業訪問（WEB 会議を含む。）を実施する。

② 提案事業

①で掘り起こした企業を対象とする、本県への進出（立地）に資する取組を提案すること。なお、提案事業の実施に当たっては、関係者（企業や市町村等）との連絡調整や会場の手配、当日の運営等、企画・運営に関する業務全般を行うこと。提案事業終了後は、関係者（企業や市町村等）の状況の確認など、フォローアップを随時行うこと。

【事業例】

ア マッチング事業

地方進出を検討する企業と企業を誘致したい市町村のマッチングを図る。

イ 企業立地を見据えたワーケーション

企業立地の前段階として、本県でのテレワークやワーケーションの体験を通じて本県の事業環境を理解してもらう。

③ 企業による宮崎県視察

- ・ ①で掘り起こした企業による本県視察を実施する（②の提案事業で来県して行われる現地視察を含むものとする。）。
- ・ 実施に当たっては、視察する企業に個別に対応することを原則とし、行程は企業のニーズを十分に踏まえて計画すること。
- ・ 参加企業の移動手段及び宿泊施設の手配を行うこととし、視察当日は同行すること。
なお、視察に係る経費は受託事業者が負担すること。
- ・ 想定視察人数は12人（8社程度）以上とする。

④ 立地情報等の報告

- ・ 当業務において接触した企業に地方進出の計画があり、本県が候補地となる可能性がある場合は、速やかに県（企業立地課及び宮崎県東京事務所）に電話又はメールにより随時報告する（後日活動報告書も提出する）。
- ・ 当業務全体の実施状況及び今後の実施方針について、月に1回以上の頻度で県に報告・協議すること（WEB会議又は対面による。）。

(3) 提供資料の活用

県が提供する各種パンフレット等を活用すること。ただし、訪問先企業の役員・社員等へ直接手渡すことを原則とする。

(4) 実施方法

事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を万全にとることとし、事業の実施方法等については、受託業者と県（企業立地課）が協議の上、決定する。

(5) 成果品等の提出

次のものを県に提出すること。

① (2)①の活動報告書

訪問等を行った企業の概要及びヒアリング内容を記載した活動報告書を作成し、活動した翌月15日までに電子データを県（企業立地課及び宮崎県東京事務所）に提出すること。

② (2)②の参加企業概要書及び事業実施報告書

提案事業実施ごとに、参加した企業の概要書及び事業実施報告書を作成し、事業終了後3週間以内に電子データを県（企業立地課及び宮崎県東京事務所）に提出すること。

③ 実績報告書

全ての業務完了後、実績報告書を作成し、速やかに県（企業立地課）に提出すること。

④ その他県が提出を求めるもの